

令和2年4月17日

保護者の皆様

草津市子ども未来部
幼 児 課 長

「緊急事態宣言」を受けた新型コロナウイルス感染症対策について

日頃は、本市就学前教育・保育の運営につきまして格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨日4月16日、市内保育施設において新型コロナウイルス感染者の患者（園児）が確認されました。また併せて、同日、政府より全都道府県を対象に「緊急事態宣言」が発令され、本市における新型コロナウイルス感染症にかかる事態は予断を許さない状況となっております。

このような状況の中、本市の就学前教育・保育施設における「新型コロナウイルス感染拡大防止の取組」をさらに強化する必要があることから、子どもの生命や健康を守るため、保護者の皆様には、より積極的な家庭保育の協力を強く要請いたします。

記

1 要請期間

前回の要請期間（4月10日から「当面の間」）を引き継ぐものとし、市内の状況を見て終了時には改めてお知らせさせていただきます。

2 家庭保育協力の強力な要請について

- *お預かりしている乳幼児は幼く、大変デリケートなため、感染症にも弱いと考えられることから、できる限り感染のリスクを減らすため家庭保育の協力をお願いいたします。
- *在宅勤務等で自宅での保育が可能な保護者様におかれましては、家庭保育に協力いただき、できる限り登園を控えるよう強く要請いたします。

3 必要な保育提供について

医療従事者等、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事されるなど、仕事を休むことが困難な保護者等には、保育の提供を実施させていただきます。

4 家庭での健康管理の強化について

- *咳や発熱等の症状がある場合は登園を自粛し、安静にしてください。
- *お子様や保護者様自身の健康管理に努め、毎日体温を測定して記録してください。
- *感染リスクを避けるため、不要不急の外出は控えてください。

(裏面あり)

次の症状がある方は、「帰国者・接触者相談センター」に相談ください。

- ・ 37. 5度以上の発熱やのどの痛み、咳が長引く、強いだるさ（倦怠感）が4日以上続いている。
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

<新型コロナウイルスに関する健康相談> 帰国者・接触者相談センター

草津保健所 相談時間：午前8時30分～午後5時15分まで

（平日のみ） TEL 080-2522-3054

滋賀県健康医療福祉部 薬務感染症対策 相談時間平日、土日祝日 24時間

TEL 080-2470-8042

<一般電話相談> 「帰国者・接触者」に該当しない方や、新型コロナウイルスに関する一般的な相談については、一般電話相談にお問い合わせください。

草津保健所 相談時間：午前8時30分～午後5時15分

（平日のみ） TEL 077-562-3526

滋賀県健康医療福祉部 薬務感染症対策課 相談時間：午前8時30分～午後5時15分

（平日のみ） TEL 077-528-3637

【担当】草津市子ども未来部幼児課 指導研修係

電話：077-561-6878